

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具

情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月25日(水) 9:57 ~ 11:25

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 1人(定数3人)
平井 佐和子(部会長)

【労働者代表委員】 2人(定数3人)
小田 卓
中村 貴征

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
緒方 正剛
高松 雄太
山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

(1) 関係資料の説明について

(2) 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について

(3) その他

5 審議内容

部 会 長 ただ今から、令和6年度福岡地方最低賃金審議会第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

 なお、本会議は公開としています。本日の傍聴人はいないとのことです。

 次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局より報告を求めます。

室 長 補 佐 本日は、公益代表の大坪稔委員、森委員、労働者代表の沖中委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数は満たされており、本専門部会は成立をしている旨、御報告します。

 なお、これ以降部会の名称については略称を用います。

部 会 長 次に、本日の議事録の確認は

 労働者代表委員 中村委員

 使用者代表委員 緒方委員

 をお願いしたいと思います。

中 村 委 員
緒 方 委 員

(承 諾)

部 会 長 はい、ありがとうございます。

 では、本日の議事（1）の「関係資料の説明について」です。事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官 資料No.1は、「令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況」です。

 令和6年6月27日に電機最低賃金について、労働協約が適用される労働者側から改正決定の申出書が提出されています。労働協約の適用労働者数の割合について確認したところ、適用労働者数の3分の1を超えていることが確認できています。

 また、資料5ページの申出書、記の4申し出の理由に記載されています最も低い労働協約の金額が、1ページの資料No.1の表の右から4列目の協定最低賃金額を指しています。

 なお、特定最低賃金額は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、その労使間で締結した協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは、労働協約を無効とすることになり、協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、協定最低賃金額が改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

 また、8月21日に開催した第5回福岡地方最低賃金審議会にて、「改正決定の必要性有り」と全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行う

こと、及び最低賃金法第 16 条にあるとおり、「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1 時間 992 円及び現在の電機最低賃金である 1 時間 1,019 円を超えて、かつ、協定最低賃金額 1 時間 1,117 円を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

7 ページの資料No.2、9 ページの資料No.3 について説明します。

資料No.2 ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の労働者代表の意見です。8 月 21 日に開催された第 5 回本審において、特定最低賃金 5 業種の労使の代表者から意見聴取を行った際に提示されたものです。内容を申し上げます。改正決定の必要性については有りでございます。電機産業はわが国における主要残業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額においても他産業と比較してもウエイトが高くなっている。日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくために、また、半導体産業推進は国策となっていることから電機産業全体の現場力を支える優秀な人材を確保しなければならない。

そのため 2024 年闘争の取組の中で、電機連合は企業内ミニマム基準となる企業内最低賃金について 11,000 円以上の引上げをはかり、月額 184,500 円の水準となり、時間当たり換算額は 1,194 円であり、他の産業別最低賃金との比較においても低位であり改善が求められます。

福岡県の電機産業の最低賃金は 1,019 円であり、賃上げの流れを一過性にすることなく、さらに維持・拡大をはかる必要があります。特定最低賃金については電機産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で合意形成をはかっていくことが不可欠であり、今年度は特定最低賃金改正の必要性を強く主張します。

続いて、資料No.3 は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の使用者代表の意見です。内容を申し上げます。改正決定の必要性としては有りでございます。

日本経済は円安の進行に伴い、輸出産業の業績改善が進む一方で、品質不正問題による自動車の生産停止の影響や物価高を背景に個人消費の下振れが見込まれるとの見方が強まっていること。

設備投資 2024 年度計画では、対前年比全産業でプラス 21.6 パーセントの 21 兆 9,596 億円と 3 年連続で前年を上回った。製造業は 24.7 パーセント増であり、昨年度から先送りされた投資に加え、デジタル化の加速を受けた半導体関連の能力増強投資が拡大し、EV 等電動化投資も増加する見通しである。

原材料費の高騰や燃料費高、価格転嫁の遅れもあり、中小企業には厳しい情勢がうかがえる。

中小企業庁の中小企業景況調査によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断 D I は全産業で 4.4 ポイント改善傾向にあるものの、原材料費の価格転嫁への遅れなどもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることがうかがえる。

2024 年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、11 年連続の賃金改善要求に対して満額回答で妥結した会社が相次いだ。

産業別最低賃金については、11,000 円の引上げ要求に対して、要求通り 11,000 円の引上げとなった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比プラス 1.40 パーセントの 4.82 パーセントであった。

昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、中小企業は原材料費や電力費、燃料費の高騰によるコスト上昇を価格転嫁により十分に補えていない状況であり、インフレ下において企業の社会的責任において一定程度の賃上げは必要であるとの考えは理解できるが、賃上げ額の判断は極めて慎重に判断すべきである。

以上です。

部 会 長 　　ただ今の説明について、何かございますか。

各 委 員 　　(質問なし)

部 会 長 　　次に、議事(2)の「福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定について」です。

最初に、引上げについての具体的な金額と、その基本的な御主張をお聞かせいただきたいと思います。まず、労働者側代表委員からお願いいたします。

中 村 委 員 　　労働者側の中村から、今回の引上げに関する基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。

その前に、まずは今年もこのように公益委員の皆様、使用者側の皆様、事務局の皆様、関係各位の皆様にこのように審議の場をいただきまして、改めて感謝申し上げます。特に使用者側の皆様におかれまして、2年連続ということ今年も審議ありということになり、非常に感謝申し上げたいと思っています。

特定最賃の趣旨である労使での協議ができるということで、お礼申し上げたいと思っております。

労働局の皆様におかれまして、日頃からここで決まった特定最賃の額を福岡県内の企業に守っていただくように御指導並びにいろいろな助言等をしていただきありがとうございます。

前回の第1回の合同会議の中で提示されました未満率のことで、過去には 20 パーセントでしたが、おかげで 10 パーセント前後になっていることにお礼を申し上げます。引き続きこの減少に向けて取り組んでいただければと思います。ここ数年の賃金上げ率は高いです。それに影響して未満率が動くかと思いますが、その辺りのところを含めて御留意していただき、その未満率が審議に影響しないように、ぜひお願いしたいと思っております。

引き続き、関係各位の御尽力にお願いとお礼ということで、申し上げます。

それでは、改正金額の引上げの考え方について、私の方から5点述べさせていただきます。

一つ目は、電機産業についてです。

私たち電機産業は、我が国における主要産業であり、リーディング産業であり続けたいと思っています。したがって、それに見合う賃金であり労働条件を確保していきたいと思っています。

二つ目ですが、そのためには人材確保をしていかなければならないと思っています。我々製造業は、ものづくりの現場でございますので、その現場力を支える優秀な人材をしっかりと確保していく必要があるということです。

一方で電機の特定最賃は、福岡県内の他の産業と比較して劣っています。その辺りのところも考慮し、しっかりと賃金を引き上げていくことが人材確保につながっていくといったところではないかと思っています。少し気になったデータを御紹介しますと、先ほど説明がありました適用労働者ですが、5年前に比べまして7,500人程度減っている一方で、輸送機器が逆に増加しているということでございます。全てがそちらにいつているとは思いませんが、そういったことも留意しなければならないと思います。

隣の熊本県で半導体メーカーに非常に勢いがあります。その辺のところも引き続き留意しなければいけないというところで人材確保という観点は、おそらく重要なテーマではないかと思っています。

三つ目です。私たちの生活と賃金水準でございますが、最近の物価高の影響もありまして、実質賃金も上がらない。先日27か月ぶりにプラスという報道のデータが出ましたが、依然なかなか上がってこないということと、これを世界的にみても賃金水準が低位にあるということは留意しなければいけないと思います。

データを紹介します。電機連合の組合員ベースですが、家庭の収支感で赤字世帯が25パーセントと出ています。組合員ベースですが非正規労働者の方々も同様のことがいえるのではないかと思います。私たちの賃金水準から留意する必要があります。

四つ目です。先ほどありました2024年闘争の結果を、しっかりと非正規労働者にも相場を波及させていく必要があると考えております。

そして五つ目です。何よりもこの賃上げの流れを一過性にするのではなく、経済の好循環につなげ社会に貢献する、経済社会のステージ転換をはかりたいということで貢献していきたいと思っています。

以上、5点が今回の発言をさせていただきました。

金額については、公労会議の中で提案させていただきたいと思います。

以上になります。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

次に使用者側代表委員からお願いします。

高松委員

高松と申します。

私の方で去年から引き続き、意見書を書かせていただいています。

今、中村委員がおっしゃったように賃上げ基調というのは、社会課題でもあります。グローバルにみても我々は国際競争に勝っていくためには、賃上げは必要だと思っています。ほとんどの会社の使用者側では間違いなくそう思っているところです。

ただ賃上げを行う、行わないはそれ以前で議論をしているのですが、去年も申し上げたのですが、急激な賃上げは特に中小企業が付いていけないのではないかとこの認識の上で、私が今回申し上げたい質問としては、賃上げをするにしても議論を積み重ねた上で、賃上げはするがどんなサポートがあるのかという議論をしないと付いていけないし、何の議論であったのかになり得ないかと思えます。

賃上げは2014年から10年で1,000円を超えており、50パーセントくらい賃金が上がっています。そういった中で、中小企業で利益が下がってもいいので賃上げに否定的な会社があります。生産性の向上のために設備の自動化・効率化をする会社もあり、あるいは価格転嫁という形で販売価格に賃金を上乗せするという会社もあります。それは全部の会社ではなく、現場の声を聞くと立ち遅れている会社もあるということも事実です。特に深刻なのは労働者を解雇したり、労働時間を削減するということが一方で見られ、やはりこれが急激な賃上げによる、即ちその因果関係とは言い切れませんが、おそらく増えているということです。有効求人倍率のことは皆様は御存じだと思いますが、2023年から2024年で下がっております。福岡県の直近が8月に出ていますが、結果6月の求人倍率は1.17です。去年の平均が福岡県は1.23で下がっており、これが2018年は1.5でありました。福岡県は下がっており持ち上げきれいていません。これは体力的にも回復してきているとは言えないので、このことも踏まえて議論しないとイケません。

また熊本県にTSMCが出てきたから、企業同士の賃金競争が発生しているという別の事象が起きているところです。

そのことも踏まえて議論をしていかないといけません。

部会長

はい、山口委員よろしいですか。

山口委員

中小企業団体中央会の山口です。

私の方から、高松委員の話の補足的な関係で中小企業のレベルについて、それと引上げ額についての考え方を御説明したいと思います。

まだ現状レベルを、いろいろなところで聞かれているとは思いますが、エネルギー、あるいは原材料価格の高騰、厳しい価格転嫁の現状、なかなか価格転嫁が進まないといけないという現状が見てとれます。それと深刻化する人手不足、中小企業の収益力の確保というのが依然厳しい状況が続いております。

政府の方は、エネルギーコストの上昇分の支援策を打ち出しておりますけれど、これも本来 12 月には終了する予定であり、負担する費用は現状よりもかなり増額すると見込んでおります。

また、中国の景気の減速、イスラエルがレバノンに侵攻して、中東の状況が悪くなると、適正価格が上昇したりすると思われれます。その終息がなかなか見えないなか本当に先行きが不透明であり、本当に厳しい経営状況が続くということが十分にわかります。

そこでまた、大幅な賃金の引上げにつきましては、生産性の向上を実現して、賃上げ原則、加工する前に企業経営を直撃して、企業経営を危うくするものであると考えております。

最近の倒産件数の増加が、それを物語っているのではないかと考えております。東京商工リサーチという会社の調査結果ですが、2024 年上半期 1 月から 5 月で全国の企業倒産件数は 4,931 件。これは昨年の同時期に比べ 889 件の増、率でいいますと 22 パーセントの増となっております。これを福岡県で見ますと同じ時期の倒産件数は 263 件。昨年の同時期に比べますと 79 件の増となっております。率でいいますと 43 パーセントの増となって、全国平均を大きく上回っている状況でございます。これを分析した現状をみてみますと、原材料費高騰もいろいろとありますけれどももの人件費の上昇につきましても、要因の一つとして上げられているところがございます。

これらの状況から賃上げの必要性はあると思いますが、雇用維持に懸命な努力をしている中小企業の通常の事業内部の支払い能力を超えた過度の最低賃金引上げの負担を企業に担わせるべきではないと考えます。

次に、引上げ額についての考え方です。我々使用者側としては最低賃金形成の三要素を総合的に示す、第 4 表といわれる賃金改定状況調査の賃金上昇率を重視すべきと考えておりますが、今般の消費者物価等の上昇となりますと、第 4 表の賃金上昇率よりも一定程度高い率で積算した額を検討すべきではないかと考えております。

ただ、最低賃金の引上げに当たりましては、これまで説明したとおり中小企業の抱えている厳しい現状を十分に踏まえる必要があり、事業継続と従業員の雇用の維持の観点からも慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

双方の御主張につきまして何かありますか。

それでは、労使双方の具体的な御主張をお聞きしましたので、少しお時間をいただいで、その後、個別にお伺いしたいと思います。

労使委員は、双方の控室にて、しばらくお待ちください。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長 本日は、労使双方の主張、御意見をお伺いしましたが、意見の一致までには至っておりません。

本日の主張の趣旨としては、労働者側からは電機産業の全国最低賃金 184,500 円の時間額 1,194 円に少しでも近づきたいということです。それから福岡県における対地賃との優位性ということで、109 パーセント台を維持したいという御主張でプラス 63 円を御主張されました。

使用者側は第 4 表よりも一定の引上げが必要であろうと消費者物価指数の北九州市における持ち家帰属家賃を除く、方法の率を使い 2023 年 10 月から 2024 年の 7 月までの上昇比率プラス 3.5 パーセントを用いて、プラス 36 円という御主張でした。

双方から引上げ額についてお聞きしましたが、まだ一致には至りません。まだ開きがございますので、審議は次回の第 3 回専門部会に持ち越すこととします。

なお次回の専門部会におきましては、できるかぎり歩み寄りが見られますようお願いいたします。そのためにも専門部会外で折衝を行っていただきますようお願いいたします。

最後に、議事（3）の「その他」です。何かございますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 事務局からは何かございますか。

室 長 補 佐 (次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長 次回まであと 1 週間ほどありますので、労使双方ともよろしくお願いいたします。

これを持ちまして、第 2 回専門部会を閉会いたします。

本日は、どうもお疲れさまでした。

